（厚生労働省組織令の一部改正）

第二十一条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百六十条第六号中「及び国有林野事業を行う国の経営する企業」を削り、同条第八号中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

第百六十三条中「及び国有林野事業を行う国の経営する企業の行う事業」を削る。

（国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行の日までに同法第四条の規定による特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の改正がその前提としていた国家公務員法等の一部を改正する法律案（第百七十七回国会閣法第七十四号）第五条の規定による同法の改正が行われていないことに伴う同法の改正規定の読替え）

第二十二条　国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（以下「法」という。）第四条の規定の適用については、同条中

目次

を次のように改める。

特定独立行政法人の労働関係に関する法律

中「―第三十八条」を「・第三十七条」に改める。」　とあるのは　「題名を次のように改める。

特定独立行政法人の労働関係に関する法律

「第三十五条第一項中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に改め、同条第三項を削る。」　とあるのは「題名

「題名」

「第三十五条第一項中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に改め、同条第三項を削る。」と、「第三十七条中」とあるのは「第三十六条中」と、「削り、第七章中同条を第三十六条とする」とあるのは「削る」と、「第三十八条第三項」とあるのは「第三十七条第三項」と、「改め、同条を第三十七条とする」とあるのは「改める」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　法第四条の規定による改正前の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由により法附則第五条に規定する国有林野事業職員が現実に職務をとることを要しなかった期間は、第七条の規定による改正後の国家公務員退職手当法施行令第六条第三項第一号の規定の適用については、法第四条の規定による改正後の特定独立行政法人の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかった期間とみなす。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第十九条の規定による改正前の職員の退職管理に関する政令第二十七条第五号に掲げる職員（以下「旧国有林野事業管理職職員」という。）がこの政令の施行前に国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二十三第一項の規定による届出をした場合における同条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

2　旧国有林野事業管理職職員であった者（この政令の施行後に第十九条の規定による改正後の職員の退職管理に関する政令第二十七条各号のいずれかに該当するに至った者を除く。）についての国家公務員法第百六条の二十四の規定の適用については、なお従前の例による。

3　内閣総理大臣が前二項の規定によりなお従前の例によることとされる国家公務員法第百六条の二十三第三項の規定による通知及び同法第百六条の二十四の規定による届出を受けた事項についての同法第百六条の二十五の規定の適用については、なお従前の例による。

4　この政令の施行前に国家公務員法第百六条の三第二項第四号の承認を得た旧国有林野事業管理職職員がこの政令の施行後に当該承認に係る営利企業等（同法第百六条の二第一項に規定する営利企業等をいう。）の地位に就いた場合における同法第百六条の二十七の規定の適用については、なお従前の例による。

5　この政令の施行前にした行為及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
防衛大臣　小野寺五典

消費税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十六号

消費税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに同法附則及び消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定に基づき、この政令を制定する。

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「百五分の百」を「百八分の百」に改める。

第十九条及び第二十条の四中「及び第二十三条」を「、第二十三条及び第二十五条の四第一項」に改める。

第二十二条第一項第二号中「百分の百二十五」を「六十三分の八十」に改める。

第二十三条第四項第一号中「返還等を」を「返還等の金額を」に改め、同項第二号中「百分の百二十五」を「六十三分の八十」に改める。

第二十四条第一項第一号中「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、同条第二項中「株主等」の下に「（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。次号並びに第四項及び第五項において同じ。）」を加える。

第二十五条第一項中「第十二条の二第一項」の下に「及び第十二条の三第一項」を加え、同条第二項中「第十二条の二第二項」の下に「（法第十二条の三第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「における同項」を「における法第十二条の二第二項」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（新規設立法人が支配される場合）

第二十五条の二　法第十二条の三第一項に規定する他の者により新規設立法人が支配される場合として政令で定める場合は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

一　当該他の者が法第十二条の三第一項に規定する新規設立法人（以下この項及び第二十五条の四第二項において「新規設立法人」という。）の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。次号において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合

二　当該他の者及び次に掲げる者（新規設立法人が次のロからニまでに掲げる法人に該当する場合における当該新規設立法人を除く。）が新規設立法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合

イ　当該他の者の親族等

ロ　当該他の者（当該他の者が個人である場合には、イに掲げる当該他の者の親族等を含む。以下この号において同じ。）が他の法人を完全に支配している場合における当該他の法人